(5) 基本的項目の額のうち(1)から(4)までに該当しないもの
(6) 連結自己資本規制比率告示第五条第一項（第五号を除く。）の規定により基本的項目から控除した額
(7) 連結自己資本規制比率告示第五条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定により基本的項目から控除した額
(8) 連結自己資本規制比率告示第五条第七項の規定により基本的項目から控除した額
ロ 連結自己資本規制比率告示第六条に定める補完的項目の額及び連結自己資本規制比率告示第七条に定める準補完的項目の額の合計額
ハ 連結自己資本規制比率告示第八条に定める控除項目の額
ニ 連結における自己資本の額
三 自己資本の充実度に関する次に掲げる事項
イ 信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
(1) 標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳
(2) 内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、会社グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して記載することを要しない。）
(i) 事業法人向けエクスポージャー
(ii) ソブリン向けエクスポージャー
(iii) 金融機関等向けエクスポージャー
(iv) 居住用不動産向けエクスポージャー
(v) 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー
(vi) その他リテール向けエクスポージャー
(3) 証券化エクスポージャー
ロ 内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げる区分ごとの額
(1) マーケット・ベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち次に掲げる区分ごとの内訳
(i) 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー
(ii) 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー
(2) PD／LGD方式が適用される株式等エクスポージャー
ハ 信用リスク・アセットのみなし計算（連結自己資本規制比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計算することをいう。以下この条において同じ。）が適用されるエクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額
ニ マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち会社グループが使用する次に掲げる方式ごとの額
(1) 標準的方式（金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとに記載することを要する。）
(2) 内部モデル方式
ホ オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち会社グループが使用する次に掲げる手法ごとの額
(1) 基礎的手法
(2) 粗利益配分手法
(3) 先進的計測手法
ヘ 連結自己資本規制比率及び連結基本的項目比率（連結自己資本規制比率告示第三条第一項の算式の分母の額に対する連結における基本的項目の額の割合をいう。第五条第二号において同じ。）
ト 連結総所要自己資本額（連結自己資本規制比率告示第三条第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第五条第五号において同じ。）
四 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する次に掲げる事項
イ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高（期末残高がその期のリスク・ポジションから大幅に乖離している場合には、期中平均残高の記載も要する。）及びエクスポージャーの主な種類別の内訳
ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳
(1) 地域別
(2) 業種別又は取引相手の別
(3) 残存期間別
ハ 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳
(1) 地域別
(2) 業種別又は取引相手の別
ニ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの記載を要しない。）
(1) 地域別
(2) 業種別又は取引相手の別
ホ 業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額
ヘ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに連結自己資本規制比率告示第八条第一項第三号及び第六号（連結自己資本規制比率告示第百三条及び第百十二条第一項において準用する場合に限る。）の規定により資本控除した額
ト 内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、連結自己資本規制比率告示第百二十九条第三項及び第五項並びに第百四十三条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高
チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）
(1) 事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのPDの推計値、LGDの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る$EL_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のEADの推計値及びオフ・バランス資産項目のEADの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）